

TAKATSUKI

★ 農委だより

第112号
令和6年1月

編集・発行
高槻市農業委員会
〒569-0067
大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7421

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

令和6年 新年のごあいさつ

謹んで新年のご挨拶を申し上げる次第ですが、まず、能登半島地震によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。さて、農業委員会活動に対しましては、平素から農業者の皆様をはじめ、各関係機関のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症による混乱が落ち着きを見せつつある一方で、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとした世界情勢の変化に伴い生産資

料の価格高騰など、市内の農業者の皆様のみならず、多くの方々が影響を受けた一年でありました。厳しい現状が続いておりますが一刻も早く状況が好転することを願うものでございます。近年、防災や景観など多様な機能を持つ都市農地の保全が進められる中、農業委員会としても、担い手への農地の集

障の重要性を再認識させられる一年となりました。本市の農業を取り巻く環境に目を向けますと、担い手の不足、遊休農地の問題、農地面積の減少など、依然として

大変厳しい状況にある一方で、昨年の農林業祭では新鮮な地元産農産物を求める市民で賑わい、前年を上回る来場者数となるなど、地産地消に対する関心の高まりが感じられます。

また、持続可能な農業を実現するため、貴重な農地を良好な状態で次世代に引き継ぐべく、市街化調整区域における地域計画の策定を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。本年が皆様にとりまして、輝かしい一年になりますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

材の価格高騰など、市内の農業者の皆様のみならず、多くの方々が影響を受けた一年でありました。厳しい現状が続いておりますが一刻も早く状況が好転することを願うものでございます。近年、防災や景観など多様な機能を持つ都市農地の保全が進められる中、農業委員会としても、担い手への農地の集



会長 森本 茂
農業委員会

障の重要性を再認識させられる一年となりました。本市の農業を取り巻く環境に目を向けますと、担い手の不足、遊休農地の問題、農地面積の減少など、依然として



副会長 濱田 剛史

また、持続可能な農業を実現するため、貴重な農地を良好な状態で次世代に引き継ぐべく、市街化調整区域における地域計画の策定を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。本年が皆様にとりまして、輝かしい一年になりますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

積・集約化、遊休農地の解消・防止や新規就農の促進など喫緊の課題解決に向けた活動に加え、農業者の代表機関として各関係機関との連携強化や地域に根差した活動に取り組んでいく所存です。これからも委員一丸となり農業振興及び農地の保全等に尽力いたしますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、本年が皆様にとって幸多き一年となりますようお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本市としましては、貴委員会から提出された「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」の提言を踏まえ、遊休農地の解消や鳥獣害対策などの取組を進めるほか、各種農業施策を着実に実践・推進してまいります。

また、持続可能な農業を実現するため、貴重な農地を良好な状態で次世代に引き継ぐべく、市街化調整区域における地域計画の策定を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。本年が皆様にとりまして、輝かしい一年になりますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

高槻市農業委員会

会長

森本 茂

副会長

藤井 博

常任委員

上田 佳正
下村 正人
高谷 敏宜
橋本 吾陸

農業委員

荒木 昭三
岩木 為俊
岸田 英雄
田中 徹
辻崎 義次
中村 玲子
向井 俊夫
渡邊 美広

農地利用最適化推進委員

畑 秀春
石井 和義
土井 一弘
長谷川 剛
田中 徳藏
吉田 隆
和田 康之

事務局長
藤井 靖之
職員一同

令和6年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見 肥料等の高騰への対策などを要望し 昨年12月に市長から回答

森本会長（前列左）から濱田市長（同右）へ
意見書を手交



前号でお知らせしました、昨年10月3日に森本会長から濱田市長に手交した、令和6年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見に対し昨年12月22日に濱田市長から回答がありました。
本号では、主要な4項目についての意見とこれに対する市長からの回答をご紹介します。なお、各地区からの意見を含めた全文につきましては、農業委員会ホームページに掲載しています。

【目次】

- 1 都市農業振興施策全般について 3・4面
- 2 地産地消や食育啓発、
主産地育成事業の推進について 4面
- 3 農地の保全に向けた
農業施設の整備について 4・5面
- 4 農空間を取り巻く
良好な環境の形成について 5・6・7面

▼令和6年度農地等利用最適化推進 施策等に関する意見「はじめに」

近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加に加え、コロナ禍や台風など脅威を増している自然災害、またロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化等により世界情勢が一変し、これらの影響により生産資材価格等が高騰するなど、農業者にも厳しい状況が続いている。一方で、都市住民による農業への関心の高まりなどの後押しを受けた「都市農業振興基本法」の制定等、農業を取り巻く環境も大きく変化している。

市はこのような社会状況の変化に対応し、本市の豊かな農林業を次世代に繋ぐため「農林業基本計画」を策定し、「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」という基本目標のもと、その実現に向け、市、農林業者をはじめ、市民や農業委員会を筆頭とする関係組織とが協働で様々な施策を行うことにより、本市農林業のさらなる振興に取り組んでいくとしている。

また、国は「農業経営基盤強化促進法」の一部を改正し、市町村の責務として、地域の農業者をはじめとした関係組織と密に協議を行い、地域における農業の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」の策定をすることとしている。

これを受け、当委員会では現在、「地域計画」策定のため農業者の現在置かれている状況や今後の農業経営の意向を把握するとともに、これらの意向に基づいた「目標地図」の作成を行うべく、その基本となる「現況地図」の策定に向け、作業を進めているところである。また、「担い手への農地の集積」・「遊休農地の解消」「新規参入の促進」といった農地利用のいわゆる「最適化活動」に係る目標を定め、その達成に向けた活動を行うとともに、農業者の代表機関として市や関係組織との連携を図ることにより、農地の適正な利用や農業の持続的発展にも取り組んでいる。これには、本年7月に農業委員と農地利用最適化推進委員の改選が行われ、新たな体制となった後も引き続き全力で注力していくもので、あわせて今後市が行おうとする「地域計画」策定にあたっては全面的に協力していく所存である。

このたび、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめた。本市の農業の持続的発展、また、市が今後も農業委員会とともに行っていく農業施策の実現のためにも、令和6年度の施策立案や予算編成にあたり、所要の措置を講じられたい。

1 都市農業振興施策全般について

① 農業経営継続のための支援

(1) 相続税納税猶予制度の維持はもろろんのこと、営農者が高齢化している現状に鑑み、免除の確定までの期間については現在の終身から20年に短縮されるよう国に強く働きかけられたい。

【回答】 相続税納税猶予制度の維持・継続をはじめ、猶予期間の短縮につきましては、国の「都市農業振興基本計画」において講ずべき施策の一つに税制上の措置が位置づけられていることも踏まえ、引き続き様々な機会を通じ、国に働きかけてまいります。

(2) 昨今続く飼料・肥料・農薬等の価格高騰に対しての国の支援に加え、市独自の支援を昨年度と今年度、2度講じられたが、今後も継続的な支援の実施を願いたい。

【回答】 物価高騰に対しての国や大阪府の今後の情勢を踏まえながら検討してまいります。

(3) 経営所得安定対策事業の交付対象水田について「5年水張りルール」が示されたが、山間地で狭

小な水田が多数見受けられる地域では基盤整備も行えず、

水張りも困難な状況である。補助金、交付金制度の利用に際しては、地域農業の重要性を考慮し、各地域の農地の特性にあつた、市独自の特例措置等を検討いただきたい。

【回答】 国の施策、動向等を注視した上で、本市農業者の要望や実情に応じた支援について検討してまいります。

(4) 近年、ガソリンスタンドではセルフスタンドが主流となっている。ガソリンの携行缶への詰め替えについては、基本的に店舗の従業員が行うとされており、農機具用燃料の確保に苦慮している。農業者が農作業に必要な燃料を購入しや



現地調査をする委員

すくなるような仕組みを研究し、創設されたい。

【回答】 近年、ガソリン等の危険物を使用した犯罪により多くの尊い命が犠牲になったことを踏まえ、給油取扱所における規制が強化されております。消防本部としても、給油取扱所におけるガソリン等の容器詰替えについては、消防法により定められた取扱いの基準等に基づき、今後も適切に指導してまいります。

② 優良な担い手の確保や受託組織への支援

担い手の高齢化や離農、営農規模の縮小が進み、遊休農地の増加が予想される。遊休農地の解消、発生防止の観点からも担い手の確保は喫緊の課題である。子ども世代のUターンや他市町村からの定住による農業従事希望者を募るなど、優良な担い手の確保・育成支援に取り組みとともに、受託組織に対するさらなる支援・拡充を図っていただきたい。また、行政を筆頭に関係機関、及び地元実行組合と課題共有のもと連携強化を図るとともに、実効性のある具体的な施策展開を行われたい。

【回答】 地域の農業者や大阪府等関係機関と連携し、市内

新規就農者の技術指導や農地拡大等のサポートを行うことで、認定新規就農者を育成する他、農業委員会事務局等と連携し就農希望者へ農地の紹介を行い、担い手不足の解消に努めてまいります。また、大阪府やJA等関係機関をはじめ地域の農業者とともに連携しながら、受託組織への支援など、優良な担い手の確保や育成に向けた施策を展開してまいります。

③ 農地の適正管理

遊休農地の状況を考察すると、特に他地区からの耕作者や相続で取得した所有者等が農地の管理が不十分である状況が見られるため、農地の適正管理についての啓発活動を実施するとともに、周辺農業者等から苦情が出ないような遊休農地対策の強化策を検討されたい。

【回答】 関係機関と連携を図りながら、引き続き遊休農地の解消及び農地の適正管理の啓発に努めてまいります。

④ 高温対策品種の開発

気温が2℃上昇すると、米の収穫量は全国平均で約3%減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われている。今年の夏は特に暑かった

が、これは今後、毎年続くものだと予想される。各地の農業研究センターでは、高温に耐えられる新品種が続々と開発されている現状にある。本市としても高温障害に耐性を持つ品種を早急に大阪府の奨励品種とするよう強く働きかけるとともに、喫緊の優先課題という観点のもと、関係機関とともに対策に取り組ま

【回答】 大阪府における水稲の産地品種銘柄には「こしひめ」と「てんたかく」など、高温耐性を有する品種が既に複数登録されています。高温障害への対応品種の開発状況については、大阪府等を通じて情報収集に努めており、引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。

⑤ 農業者と行政の積極的な見交換

農業者が抱えている問題は多岐にわたり、諸問題の解決にあたっては、まずは行政、関係機関、並びに地元実行組合による協議の場を設定することによりスタートするものだと考える。地区別に定期的な意見交換会を開催すること



稲刈りを行う小学生たち

組織の見直しが課題になるこ
う子どもたちに対し、食の大
切さに加え、地域の良好な都
市環境の形成や維持等、農地
が多面的な機能を果たしてい
ることを教える貴重な体験の
機会となっている。しかし一方
で、事業を担う実行組合員の
高齢化が避けられない状況に
あり、近い将来、方針や体制・

で、各地域が抱えている農業
を継続していく上での問題の
共有と、これに対する抜本的
な対策を継続的に取り組まれ
たい。

【回答】 地元農業関係団体や

2 地産地消や食育啓発、 主産地育成事業の推進について

① 学校学習田支援事業

学校学習田事業は次代を担
う子どもたちに対し、食の大
切さに加え、地域の良好な都
市環境の形成や維持等、農地
が多面的な機能を果たしてい
ることを教える貴重な体験の
機会となっている。しかし一方
で、事業を担う実行組合員の
高齢化が避けられない状況に
あり、近い将来、方針や体制・

地域との意見交換を行って
りますので、引き続きこれら
の機会を通じ、地域の実情に
応じた効果的な施策の実施に
努めてまいります。

とが予想
される。
市、とり

わけ教育委員会の積極的姿勢
での事業の実施と課題解決に
向けた対策を講じるとともに、
事業継続に向けたさらなる予
算の拡大を実施されたい。

【回答】 本事業は、児童が農
業や自然環境、食に対する理
解を深めるだけでなく、地
域・保護者の方々とともに力
を合わせて取り組むことで、
地域と学校のつながりを深め
る契機にもなっております。

令和5年度につきましても、
小学校32校で実施させてい
ただきました。今後も予算
確保に努めるとともに、課
題解決と事業継続に向け
て、協力農家や関係各所
と引き続き連携を図りなが
ら、支援していききたいと考
えております。頂戴しまし
たご意見等については、関
係機関において、情報共有

が図られるよう努めてまいり
ます。

② 学校給食における地産地消 の推進

学校給食において地域で作ら
れた農産物を提供することは、
次代を担う子どもたちに日本
の良き食文化や食生活を守り
伝えるという点で大きな役割
を果たしている。地域農業の
活性化のため、農業者が意欲
的に取り組めるよう、すべての
学校給食に地元の高槻産農産
物の特別枠を設定するととも
に、生産価格に見合う買取り
価格が実現されるよう支援さ
れたい。また、米飯給食にお
いて、地元高槻産米を提供さ
れているが、子どもたちに米の
本来の味を食してもらうため、
麦との混合による提供の見直
しを検討されたい。

【回答】 高槻産農産物につ
き



服部越瓜の品評会の様子

ましては、引き続き学校給食
において可能な限り使用する
よう努めてまいります。また、
米飯給食の麦との混合による
提供については、学校給食摂
取基準を踏まえ、バランスよ
く適切に組み合わせた上、実
施してまいります。高槻産農
産物の使用枠は確保しており、
それを満たすよう生産者に供
給量の増加を働きかけてま
います。

3 農地の保全に向けた 農業施設の整備について

① 農道や農業用水路等の整備

農道や農業用水路等は都市
農業の維持発展に欠かすこと
のできない重要な基盤である。
しかし、老朽化やここ数年必

ずどこかで
発生する集
中豪雨に起
因した甚大な被害により利用
に支障をきたしている現状が
ある。また、災害等により被
害の現状把握がなされないこと
で、二次的な災害を招く可能

性も生じる。耕作条件を改善
し、農作業を効率的・安全に
行っていくため、農道・農業用
水路の整備・改良・補修に係
る事業予算の拡大・拡充を図
るとともに、特に災害時は管
理者により河川の護岸、農道・
農業用水路、及びため池の農
業用施設の点検等を通じた安
全対策を講じられたい。

【回答】 地元農業関係団体等
が管理する農業用水路等の農
業施設の老朽化対策に係る予
算については、地元農業関係
団体等と協議・調整の上、農
業基盤保全事業の予算確保に
努めてまいります。平時時及
び災害時の河川、水路、ため
池の点検を引き続き実施して
まいります。市が管理してい
る農道や水路につきましても、
整備・改良・補修に係る予算
を確保するとともに、適正な
維持管理に努めてまいります。

② 農業基盤保全事業の利用推進

農業基盤保全事業の一般土
地改良事業における畦畔等改
良整備に係る一事業200万円
の限度額的大幅な拡大や、棚
田等の農地にも当該補助金の
活用ができるよう、受益面積
10a以上及び直高0.9m以上の

畦畔等工事の利用要件を見直し、地域の実情に沿った制度設計を実施されたい。

【回答】農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります。また、複数年度にわたる事業の実施が可能となっております。また、採択要件を緩和した需給調整促進特別対策事業がありますので、一般土地改良事業の要件に満たない小規模な事業はそちらをご利用ください。

③農業用水の確保対策
農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、複数の井戸を新設されたい。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農業用水の渇水対策のみならず、防災対策としても意義があるため早期に実施されたい。

【回答】地元農業関係団体等が所有する農業用水確保のための井戸及びため



葉を利用したクリスマスリース作り(郡家)

池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模のため池についても早期に実施していただくよう要望してまいります。

④小規模な農地の集約化事業の推進
効率的・経済的な農業を営むため、小規模な耕地整理が実施できるような制度を創設されたい。

【回答】小規模基盤整備事業につきましては、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

①有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害は後を絶たない。農業者の耕作意欲を低下させないよう、国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市においても地域主導による対策をうたう本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

(1)従来から実施されてきた有害鳥獣対策事業の諸予算を増額し、各種補助施策について一律5割の補助を実現されたい。

【回答】予算につきましては、被害状況を踏まえ、本事業に対する農業者の需要も高いことから、引き続き予算の確保に努めてまいります。

(2)有害鳥獣の防護柵の設置補助に係る予算を増額するとともに、既存防護柵の補修や電気柵の設置に係る工事費や電気代等の運用費についても補助の対象とされたい。

【回答】有害鳥獣による被害状況調査の結果や各地区からの有害鳥獣被害防止施設設置事業の申請状況等も踏まえ、引き続き予算の確保に努めてまいります。

(3)有害鳥獣の捕獲檻の設置補助に係る予算の拡大に取り組みされたい。従来の囲いわな・箱わなだけでは効率的な防除ができていないことから、くくりわな等の使用許可、及び監視機能付箱わなの設置をされたい。また、アライグマによる農作物への被害が多く檻が不足しているため、増加していただきたい。

【回答】くくりわな等の使用については、性質と危険性に十分配慮したうえで、猟友会の有害駆除に係る捕獲従事者の使用について研究してまいります。捕獲檻につきましては、地元農業関係団体等と協議し、設置済みの檻の再配置等の有効利用を図っていきます。なお、監視機能付箱わなに関しては、国と協力して一

部



野菜の収穫体験(塚脇)

部の檻で試験運用を行うっており、引き続き、調査・研究に取り組みます。
アライグマによる被害対策につきましては、捕獲檻を増加し、檻の貸出体制の強化を図っております。

(4)わな猟免許の補助金はあるが網猟免許は対象外であるため、補助金対象を拡大されたい。

【回答】わな猟免許の補助につきましては、市が地区の要望に基づき設置している檻の見回り等を安全に行うため、実行組合が必要と認められる方を選定いただき、補助を実施しているもので、銃・網等の一般狩猟の補助につきましては対象としておりませんが、他市事例等も踏まえ研究を行ってまいります。



定例総会の様子

(5)近年はサルやイノシシ等による農産物の被害が増加傾向にある。個人でも対策を取っていがその効果は極めて少ないため、行政による現地で被害状況確認をするとともに、早急に有効な対策を講じられたい。

【回答】サルやイノシシ等による農作物への被害対策につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。また、有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用も併せてご検討ください。

に、近年被害が増加傾向にあるサルやハクビシン等を追加指定し、有害鳥獣の特性や地域の実情に応じた対応を実施されたい。(農産物に被害をもたらす鳥獣)イノシシ、シカ、サル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、スズメ等

【回答】農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の対応につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。

②ジャンボタニシの防除対策
ジャンボタニシについては各農業者で駆除・防除対策を実施しているが、市内全域の水田で被害が拡大している状況下

にあり、根絶には複数年の長期的な一斉駆除の取組が必要となる。市による被害状況調査の実施と有効な対策方法等について、あらゆるメディアを通じて研究を行い、有効性のあるものについて市内の農業者に対して周知啓発・情報提供されたい。また、農業者にとって防除薬剤等に係る費用につ

いても負担が大きいものとなっているため、防除薬剤の無料配布等を含めた施策の実施を実現されたい。

【回答】ジャンボタニシの被害防除につきましては、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いいたします。なお、面的一斉駆除や農薬等に対する支援につきましては、圃場ごとに状況が異なることから、各農業者や実行組合等で対応をお願いしたいと考えております。

有効な防除対策の指導については、大阪府や関係団体と連携して被害防除に向けた情報提供に努めてまいります。

③不法投棄への対策
農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされている。特に空き瓶、空き缶等の投棄は農業用機械の損壊の原因となり、農作業上の怪我の原因にもなりうる。「高槻市まちの美化を推進する条例」を改正し、同条例で定める「その他の公共の場所」に、道路に隣接する農地や山林等も含め投棄を規制するとともに、悪質な違反者に対しては、個人

名の公表等の罰則規定を設けることで、実効ある運用ができるよう見直されたい。また、農道も含めた道路に面した農地へのゴミの不法投棄抑制のため、道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対する補助制度を市において創設することを改めて検討されたい。

【回答】不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人とともに罰金や懲役等の罰則が設けられております。公共の場所へ不法投棄があった場合には、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察へご相談ください。

農地へのゴミの不法投棄につきましては、告知看板等による啓発に努めてまいります。また、フェンスの設置につきましては、各農業者や地元農業関係団体等での対応をお願いいたします。

④農業用水路等の管理
農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や葎や水草の繁茂

は、悪臭や下流への流れの阻害の原因となっており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなっている。定期的な点検と浚渫工事、三面護岸(U字溝)工事施工等の実施に取り組みたい。近年は雑草類の生育も早い。水利用組合員等での作業が困難な小溝の土砂、雑草の除去実施のサイクルを短縮されたい。さらには、地域の要望に沿って実施されている池・川・水路等の除草、ゴミの回収を継続されたい。

【回答】市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。また、草やゴミの回収につきましても、地元農業関係団体等と連携し



安満遺跡公園の農産物即売会



調査員たちが農地利用状況調査を実施

自治会などに対し、危険性の啓発や危険区域への立入禁止の指導を徹底された。さらに、老朽化したため池等については、農業において死活問題であることに加え安全面でも危険を伴うため、所有者を問わず、市において耐震調査の実施や適正な管理に係る整備を行うとともに、菱やアゾラ・クリスタタ（オオアカ

ウキクサ）等の駆除に向けた対策にも取り組まれない。
【回答】ため池に入るなどの行為は、安全面においても非常に危険であるため、学校を通じて児童生徒に対し、ため池に立ち入らないよう指導してまいります。地元農業関係団体等が所有する水路・ため池等の安全管理のための施設については、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。
 ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模のため池についても早期に実施していただくよう要望してまいります。また、菱等の駆除対策につきましては、日常管理の一環としてご対応ください。
⑦農業用水の水質保全
 農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。特に産業廃棄物等による異臭やレジ袋等のごみ・ホコリの飛来により健康被害の影響、ひいては、農業用水の水質悪化も懸念される。農業用水路・

ため池の水質保全のため、定期的な水質検査を実施し、水質改善に向けた近隣の事業所等への指導、また、地域の実情に応じた排水対策の指導を徹底し、対策を講じられたい。
【回答】農業用水路や河川等の水質検査につきましては、令和5年度現在、市内21地点において定期的に実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。また、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、速やかに流出した油の回収や流出防止対策を行うとともに原因者に対する改善指導を行い、再発防止を図っております。
⑧良好な農空間の維持
 農地やその近隣での開発事業にあたっては、周辺農地の用水路に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と十分に協議するように指導されたい。
【回答】開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導して

まいります。
⑨水路の不法占拠について
 住宅の側面・裏側に接する水路に軽易な鉄板や木製の構造物が設置されている。想像をはるかに超える記録的な豪雨で一気に増水し、浸水等被害の大きな要因にもなりうる。今後、設置者が不在となることも予想されるため、早急にな法占拠構造物の撤去をお願いしたい。
【回答】市が管理する公有水路につきましては、適切な維持管理に努めてまいります。水路の不法占用につきましては、通報に基づき、現地を確認し、境界等の調査の上、所有者に対し、撤去指導等行つてまいります。

ながら、継続してまいります。
⑤農道の管理
 農道等での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障をきたしているため、関係機関と連携し、警告看板の設置や地元実行組合と協力したパトロールの強化等の対策を講じられたい。また、農地に接する道路から雨水・油類の流入とゴミ・砂利等が落下する状況が散見される。これは道路面が農地に向かって傾斜していることに起因することから、道路構造の改善等対策を講じられたい。
【回答】農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただくとともに、告知看板等による啓発に努めて

まいります。指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。
 農地に隣接する道路からの雨水・油類の流入とゴミ・砂利等が落下することについては、定期的に実施しているパトロールなどで現状把握に努め、問題が生じている箇所については排水改善対策に取り組んでまいります。
⑥ため池の適正な管理
 ため池での水難事故防止のための点検や対策については、各実行組合等で行うよう府や市から通知されているところであるが、実施に当たっては多額の費用が必要となるため、行政での費用負担をお願いしたい。また、学校・保護者・

ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模のため池についても早期に実施していただくよう要望してまいります。また、菱等の駆除対策につきましては、日常管理の一環としてご対応ください。
⑦農業用水の水質保全
 農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。特に産業廃棄物等による異臭やレジ袋等のごみ・ホコリの飛来により健康被害の影響、ひいては、農業用水の水質悪化も懸念される。農業用水路・

ため池の水質保全のため、定期的な水質検査を実施し、水質改善に向けた近隣の事業所等への指導、また、地域の実情に応じた排水対策の指導を徹底し、対策を講じられたい。
【回答】農業用水路や河川等の水質検査につきましては、令和5年度現在、市内21地点において定期的に実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。また、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、速やかに流出した油の回収や流出防止対策を行うとともに原因者に対する改善指導を行い、再発防止を図っております。
⑧良好な農空間の維持
 農地やその近隣での開発事業にあたっては、周辺農地の用水路に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と十分に協議するように指導されたい。
【回答】開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導して

まいります。
⑨水路の不法占拠について
 住宅の側面・裏側に接する水路に軽易な鉄板や木製の構造物が設置されている。想像をはるかに超える記録的な豪雨で一気に増水し、浸水等被害の大きな要因にもなりうる。今後、設置者が不在となることも予想されるため、早急にな法占拠構造物の撤去をお願いしたい。
【回答】市が管理する公有水路につきましては、適切な維持管理に努めてまいります。水路の不法占用につきましては、通報に基づき、現地を確認し、境界等の調査の上、所有者に対し、撤去指導等行つてまいります。



府下全農業委員会が集う農業委員会大会

Photo News



挨拶をする森本会長



挨拶をする濱田市長

第50回農林業祭を開催

11月12日、月12日、史跡嶋上郡衙跡で第50回農林業祭が開催されました。当日は約410人の方が来場し、開会時間前から農産物の販売に長蛇の列ができるなど、大変賑わいました。また、農業委員会のブースでは、高槻の農業をテーマにしたパネル展を開催。今回の農林業祭は盛況のうちに終わりました。



農業委員会ブースの様子



野菜を販売する畑委員

安満遺跡公園

たかつき冬の農産物即売会を開催

12月16日に「たかつき冬の農産物即売会」が安満遺跡公園で行われ、昨年の夏に引き続き、多くの出店がありました。

高槻市農業振興団体協議会が主催するこのイベントは、関係団体と多くの農業者が出店し、開始前から長蛇の列ができるなど、多くの来場者が訪れ賑わいを見せました。

地元高槻の旬の野菜や米、花など、新鮮で安心・安全な農産物や花苗を求め、大盛況となりました。



即売会の様子



即売会に出店する石田委員(左)と渡邊委員(右)